

サーバー及びノート型パーソナルコンピューター機器賃貸借及び保守業務仕様書

この仕様書は、公益財団法人三重県体育協会（以下、「本協会」という。）が2019年2月に導入を予定する、サーバー及びノート型パーソナルコンピューター機器（以下、「機器等」という。）の新規調達と保守業務に関するものについての必要事項を定めるものである。

1. 契約形態及び支払について

契約形態は、2019年2月1日から2024年1月31日の5年間（60ヶ月）の長期継続契約による総価契約とする。また、契約締結から賃貸借契約期間の開始までは、機器等の動作テスト等を含めた準備期間とし、支払については2019年2月1日から発生するものとする。

なお、機器等を第三者をして貸付けしようとする場合は、三者契約形態をとることができるものとする。

2. 調達機器及びソフトウェアライセンス等

(1) 調達機器

ア サーバー 1台

イ ノート型パーソナルコンピューター 19台

※ア、イの機器の性能及び登録するソフトウェア等の詳細仕様については、別紙「機器等の仕様」のとおりとする。

(2) ソフトウェアライセンス等

別紙「機器等の仕様」のとおりとする。

3. 付帯業務

(1) 作業計画

乙は、契約締結後速やかに作業体制を確立し、甲の指示に従い設定し、設置場所等の調査・確認については、事前に甲の承諾を得て行うものとする。

(2) パソコン等のセットアップ場所

乙はパソコン等のセットアップに際し行う作業については、甲の用意する場所を使用すること。なお、作業スペースにおいて必要な LAN 配線等の諸費用は乙の負担とする。

(3) 機器等の搬入、データ移行、ネットワーク作業の実施

乙は甲の指定する場所に供給する機器等を搬入し、現在使用中のパソコンからのデータ移行、メール設定、ネットワーク接続を要する下記設定作業を実施する。

- ① サーバーへ本協会が所有するセキュリティ対策ソフトのインストール、共有フォルダの設定と各パソコンがサーバー内ファイルへアクセスするためのユーザー設定
- ② 甲が提供する設置場所ごとの情報に基づく、プリンタドライバ及びポート設定作業
- ③ 無線 LAN 設定

- ④ その他、必要な設定
- (4) 動作確認
- 乙は、供給する機器等について賃貸借期間開始前までに各種作業設定を終えた端末の動作確認を行うものとする。
- (5) 機器等の搬入・据付作業
- ア 機器等の設置場所への搬入
- 別途甲が指定する場所に納入すること。
- イ ネットワークへの接続及び動作確認
- (ア)機器等は既設設備と接続し、適切な措置を施すこと。なお、ケーブル類については、既設の OA タップ等を使用すること。ただし、破損等がある場合は、甲が用意するケーブル類に交換すること。
- (イ)通信機器と接続した機器等が設計書のとおり動作するか確認し、必要な調整を行うこと。なお、通信機器は下記のとおり。
- ・キャノン LBP842C 2 台
 - ・ミノルタ bizhubc754e 1 台
- ウ 留意事項
- (ア)設置場所での作業は、他の機器及び業務の妨げにならないよう配慮し、実施すること。
- (イ)機器等の搬入・据付等の作業において、乙の責により甲の施設及び設備等に損害を生じさせた場合は、乙の責任においてこれを補修すること。
- (ウ)作業終了後は、梱包材等の搬出、清掃を行い移動した机等を元の位置に戻したのち、作業完了を甲に報告すること。
- (エ)必要に応じ機器等の取扱説明を行うこと。
- (オ)その他関連する作業が必要な場合、甲乙協議のうえ実施すること。
- (6) 機器等の廃棄業務
- 甲が現在使用中の機器等については、入替作業に伴い廃棄をすること。ただし、廃棄する日時については、甲と打ち合わせのうえ決定する。
- (ア)廃棄に伴うハードディスク等のデータは完全に消去または破砕すること。
- (イ)廃棄に伴う費用は乙の負担とする。
- (7) 保守業務
- 乙が行う保守業務は、次のとおりとする。
- ア 保守の日時
- 甲の業務日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律「昭和 23 年法律第 178 号」に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。ただし、緊急な対応が必要な障害が発生した場合はこの限りではない。
- イ 障害時の対応
- 故障、機能停止等の異常が発生した場合は、甲からの指示に基づき直ちに担当者を派遣し復旧すること。なお、当日午前中に受け付けた依頼は、当日中に対

応し、当日午後に受け付けた依頼は業務翌日午前中に対応することを基本とする。

ウ 保守期間

本契約における保守期間は、2024年1月31日までとする。

エ パソコン等の交換

機器の欠陥により故障、機能停止等の異常が発生した場合は、直ちに機器の交換を行うこと。当該欠陥が同一仕様の機器にも存在する場合は、該当するすべての機器の交換を対象とすること。

オ 上記イ及びエの作業に伴いハードディスクの交換もしくは初期化を行う場合は、甲の職員が作成したデータの保全に努めること。

カ 情報の消去

上記オの作業でハードディスクの交換を行った場合、交換したハードディスクの内容が読み取られないようにデータの完全消去または破砕を行うこと。

なお、契約期間満了時の機器等の撤去においては、ハードディスクの内容の完全消去を行うこと。

キ 部品等の梱包及び運搬費用

障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は乙が負担すること。

(8)その他の留意事項

ア 秘密の保持

乙は、本業務の履行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了した後も同様とする。

イ 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議し定める。